

## 府中市子ども・子育て審議会について

## 1 審議会の概要

## (1) 設置根拠

府中市子ども・子育て審議会条例

## (2) 法的な位置付け

府中市子ども・子育て審議会（以下、「本審議会」といいます。）は、平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法第77条に基づく市町村の「審議会その他の合議制の機関」として設置された本市の附属機関です。

子ども・子育て支援法（以下、「法」といいます。）とは、平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」といいます。）の枠組みを整備する法律です。よって本審議会は、所掌事務や役割において、新制度の枠組みの一部としての性格を有しています。（新制度の概要については6頁～8頁を参照）

## (3) 所掌事務

	所掌事務	根拠法
1	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の決定に際し意見すること	子ども・子育て支援法
2	子ども・子育て支援事業計画の策定・修正に際し意見すること	
3	子ども・子育て支援施策の総合的・計画的推進に関し必要な事項等（計画の進捗管理）	
4	家庭的保育事業等の認可に際し意見すること	児童福祉法
5	その他市長の諮問に応じ意見すること	—

## (4) 委員

本審議会は、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業等に携わる者、学識経験者、公募による市民から選出された委員20名以内をもって組織されます。

委員の任期は、委嘱の日から2年間です。

( 5 ) 国が期待する主な役割

法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画へ地域の子育てに関するニーズ（意見）を反映させる役割  
地域の実情を踏まえた子ども・子育て支援施策の実施を担保する役割  
子ども・子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、PDCAサイクルを回す役割

子ども・子育て支援法 抜粋

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- ★(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- ★(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。
- ★(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- ★(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

第31条第2項 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を（～中略～）聴かなければならない。

第43条第3項 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を（～中略～）聴かなければならない。

第61条第7項 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を（～中略～）聴かなければならない。

児童福祉法 抜粋

第34条の15第2項 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

第34条の15第4項 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

## 2 審議会の運営に関する申し合わせ事項

### 1. 会議の公開等に関すること

#### (1) 会議の公開

本審議会の会議は、府中市情報公開条例(平成12年9月26日条例第27号)第32条第1項に基づき、原則公開することとします。ただし、家庭的保育事業等の認可に係る部会は、公開原則の除外規定に該当することから非公開とします。

【於平成25年度第1回審議会(平成25年7月30日)】

【於平成27年度第1回審議会(平成27年4月28日)但し書き追加】

府中市情報公開条例 抜粋

#### (会議の公開)

第32条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

#### (2) 会議録の作成及び公開

会議に際しては、要点記録による会議録を作成し、各委員による内容の確認が終了した後、一般に公開します。なお、発言者の氏名は公開しません。

【於平成25年度第1回審議会(平成25年7月30日)】

#### (3) 会議開催の告知及び傍聴の申込

会議の開催にあたっては、事前に広報紙等で会議日程及び傍聴について掲載します。なお、傍聴人数は10人以内を定員とし、会議室の広さを考慮して各々の会議ごとに人数を決定します。また申込みは前日までに必要とします。

【於平成25年度第1回審議会(平成25年7月30日)】

#### (4) 傍聴者名簿への記入及び注意事項

傍聴者は傍聴者名簿に必要事項を記入し、傍聴についての諸注意を確認したうえで指定された場所で傍聴します。

【於平成25年度第1回審議会(平成25年7月30日)】

### 傍聴についての諸注意事項

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りください。

- 1 会場で住所、氏名を記入して、ロビーでお待ちください。事務局がご案内しますので、指定された席におすわりください。
- 2 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が職務執行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
- 3 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
  - (1) 発言、飲食をしない。
  - (2) みだりに席を離れたり、外部に出たりしない。
  - (3) 撮影、録音をしない。
- 4 これらのことに違反し、そのため、審議会の進行が妨害されると認められる場合は、退室していただくことがあります。

### (5) 会議資料の配布

当日の会議資料は傍聴者にも原則として配布します。ただし、資料が多量の場合等は会場に備えて傍聴者の閲覧に供するものとします。

【於平成25年度第1回審議会(平成25年7月30日)】

## 2. 部会の運営に関すること

### (1) 所掌事務ごとの審議の場の整理

府中市子ども・子育て審議会条例第9条第1項に基づく部会(委員の一部で構成された会議)の運営に際し、本審議会の本会(委員全体で構成)と部会とで、所掌事務ごとの審議の場を次のとおり整理します。

	所掌事務	根拠法	審議の場
1	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の決定に際し意見すること	子ども・子育て支援法	本会
2	子ども・子育て支援事業計画の策定・修正に際し意見すること		
3	子ども・子育て支援施策の総合的・計画的推進に関し必要な事項等(計画の進捗管理)		
4	家庭的保育事業等の認可に際し意見すること	児童福祉法	部会
5	その他市長の諮問に応じ意見すること	—	事案に応じて判断

【於平成27年度第1回審議会(平成27年4月28日)】

( 2 ) 部会の議決の取扱い

府中市子ども・子育て審議会条例第9条第3項の規定に基づき、部会の議決をもって審議会の議決とします。

【於平成27年度第1回審議会(平成27年4月28日)】

( 3 ) 部会の正副会長及び会議

府中市子ども・子育て審議会条例第7条及び第8条の規定を、「審議会」を「部会」に読み替えて準用します。なお、この場合の委員は、臨時委員を含むものとします。

【於平成27年度第1回審議会(平成27年4月28日)】

府中市子ども・子育て審議会条例第7条及び第8条の読み替え後

( 部会の会長及び副会長 )

部会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

会長は、部会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 部会の会議 )

部会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

部会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 【参考】子ども・子育て支援新制度の概要

### 1 子ども・子育て支援新制度とは

---

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」といいます。）とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、平成27年度からスタートしました。

新制度は、全ての子どもの健やかな育ちを、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ保障しようとするもので、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供、保育所待機児童の解消に向けた保育の量的拡大、地域における子ども・子育て支援の充実を図ることなどを主な目的として創設されました。

#### 新制度の主なポイント

幼稚園、保育所、認定こども園等の就学前の子どものための教育・保育に係る認可施設・事業を通じた共通の給付（「子どものための教育・保育給付」）の創設

認定こども園制度の改善

地域の実情に応じた各種子ども・子育て支援（利用者支援事業や子育てひろば事業、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

基礎自治体である市町村が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・国・都道府県は、実施主体の市町村を重層的に支援

社会全体による費用負担

- ・消費税の引上げによる国及び地方の恒久財源の確保を前提とした制度設計

政府の推進体制の整備

- ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

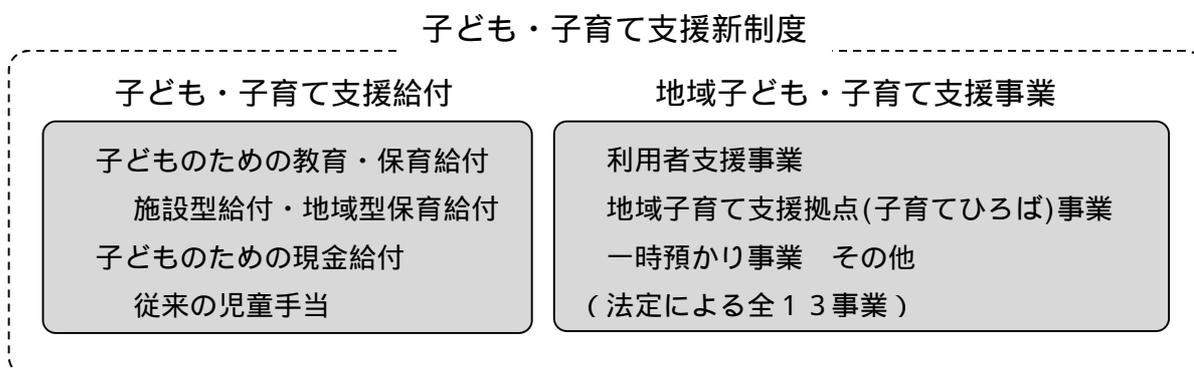
子ども・子育て会議の設置

- ・国に、有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援施策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

## 2 新制度における給付・事業の全体像

---

新制度における給付・事業は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。



## 3 子どものための教育・保育給付

---

子どものための教育・保育給付（以下「教育・保育給付」といいます。）とは、就学前の子どもが対象の教育・保育施設や保育事業の利用に係る費用が、公的な給付と利用者の負担（応能負担）により賄われる仕組みです。また、教育・保育給付は保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

給付の対象として市町村の確認を受けた施設や事業を、「特定教育・保育施設」又は「特定地域型保育事業」といいます。（対象施設については8頁の図を参照）

## 4 地域子ども・子育て支援事業

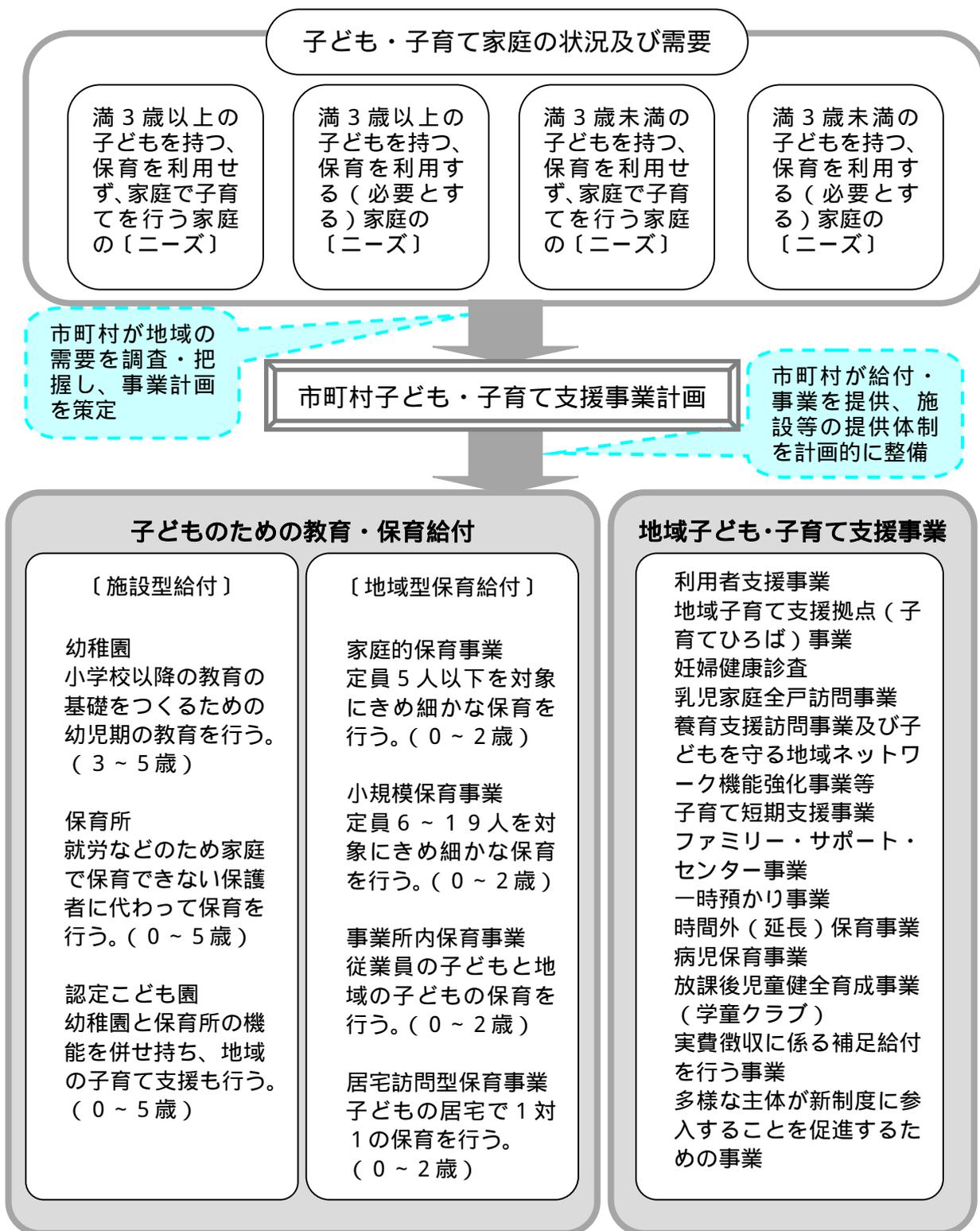
---

新制度では、保育の必要性の有無にかかわらず全ての家庭を対象に、地域のニーズに応じた子育て支援を充実するため、13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置付けて市町村への財政支援を強化し、その拡充を図ることとしています。（対象事業については8頁の図を参照）

## 5 市町村の責務・役割

---

新制度の実施主体である市町村は、質の確保された給付・事業を提供するとともに、地域の実情に応じて幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう計画的に提供体制を整備することが責務・役割として求められています。



幼稚園については、新制度における教育・保育給付の対象施設となるか、従来の制度の下で運営するかを選択できる仕組みとなっています。